

我が国循環産業の国際展開支援事業の実施に伴う会費の額等の特別措置に関する規則

平成30年3月27日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

理事長 田中 勝

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人廃棄物・3R研究財団（以下「財団」という。）の会員規約（以下「規約」という。）第3条の2の規定に基づき、会員の種類、会費の額及び会費の使途に関し、財団の公益目的事業として新たに「我が国循環産業の国際展開支援事業」（以下「国際展開支援事業」という。）が追加されたことを踏まえた特別の措置を定めることを目的とする。

(追加的な会費)

第2条 財団は、財団の会員として登録された者のうち国際展開支援事業に関心のあるものから、規約第3条の規定により定められた会費の他、追加的な会費を徴収することができる。

2 追加的な会費の額は、理事長が当該追加的な会費を納入する会員と協議して定める。

(特別会員)

第3条 新たに財団の会員になろうとする者であって財団の事業のうち国際展開支援事業のみに関心のあるものは、規約第1条に定める種類以外の会員（以下「特別会員」という。）になることができる。

2 特別会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事長の承認を受けるものとする。

3 理事長は、特別会員に係る入会を承認したときは、特別会員に係る会員台帳に登録し、その旨を申込者に通知する。

4 特別会員の会費の額は、理事長が当該特別会員と協議して定める。

5 特別会員になった者であっても、規約第2条に定める手続きを経て、規約第1条に定める種類の会員になることができる。

(会費の使途)

第4条 第2条第1項の追加的な会費及び前条第3項の特別会員の会費は、全額、国際展開支援事業に使用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。